

## 三井 V-Net 会会則

### 第 1 条(名称)

本会は三井 V-Net 会と称する。

### 第 2 条(目的)

本会は三井ボランティアネットワーク事業団(通称・三井 V-Net)の発展とボランティア活動の充実及び会員相互の親睦と情報交換を図ることを目的とする。

### 第 3 条(会員)

本会の会員は三井 V-Net の設立の趣旨と目的に賛同し、別途定めるボランティア活動会員登録票にて入会を申し込み、三井 V-Net ボランティア会員として登録された者とする。退会は届出による。

### 第 4 条(事務所)

本会の事務所は三井 V-Net 本部(東京)、関西支部 (大阪)、中国支部 (広島) におく。

### 第 5 条(活動)

本会は、必要に応じ、会の目的のために次の活動を行なう。

(1)幹事会

(2)例会

(3)親睦会

(4)部会、その他、会の目的を達成するための活動

### 第 6 条(役員)

本会は、必要に応じ、会の目的を達成するために次のいずれかもしくは両方を置く。

(1)幹事

幹事 10 名内外を限度とする。

幹事は会員の中から互選により決定される。

幹事の任期は 2 年とするが、本人に継続する意志があり、健康で業務遂行に問題ないと判断される限りにおいては任期を延長することができる。

(2)スタッフ・ボランティア (以下 SV とする)

・SV は会の目的を達成するために、特に事務局業務の支援が必要と判断される場合に限り、事務局長が選出、決定し、別に定める覚書を締結する。

・SV は原則として本部、支部に登録されているボランティア会員より

選出される。

- SVの任期は1年とするが、事務局長が必要と判断し、かつ本人に継続する意志があり、健康で業務遂行に問題ないと判断される限りにおいては任期を延長することができる。

#### 第7条(会則の改定)

本会則の改定は、幹事会で審議され、運営委員会で承認される。

#### 第8条(付則)

本会則は2018年4月19日から実施する。